

第5回策定委員会の意見等への対応

通番	意見等（要旨）	対応方針・考え方	備考
犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想等（案）			
1	楽田地域のつつじヶ丘団地は、田県神社前駅が最寄りであるものの、犬山市のコミュニティバスが接続していないため不便である。	当該団地を含むこのエリアは、市外鉄道駅の利便性を享受することができるため、第7章【地域別構想】2各地域のまちづくり構想4）楽田地域のまちづくり方針図において、「田県神社前駅への乗継など地域の実情に応じた交通体系の確保」を位置づけています。	資料2 地域別構想 2-4) ④ 楽田地域の まちづくり 方針図 P135
2	産業集積誘導エリアは、農振地域と重なる場合が多く、ある程度コンセンサスを取り、集積エリアはどこからでも外せるようにしてほしい。	都市計画マスタープランで農振除外の要件に関することを位置づけることはできませんが、課題となっていることは、農政部局と共有します。	—
3	地域別構想の構成で、いきなり方針が出てくる感じを受ける。課題に対してこうしたいという内容を示した後の方針を示すもので、ここに書かれている方針は施策になっている。地域別構想のまちづくり方針は、住民の声を聞きながら、その意見を反映させることが大事であり、それが本来のプランではないでしょうか。	地域別構想について、地域の現況、住民ニーズ、主要課題が繋がるような構成とし、まちづくり方針もどの主要課題に対応したものかを明示することで、全体の繋がりがわかるように構成を見直し、まちづくりの方針についても表現、内容を精査しました。また、まちづくり方針図は、箇所、エリアが特定される主な方針のみを記載するなど見直しを行いました。	資料1別紙 P1~20
4	主要なものをピックアップして、集中的に取り組み、ローリングすることが大事。たくさん書くことは立派に見えるが、ある程度大きく捉えて、絞らないといけないと思う。住民の意見を聞きながら、課題を解決するためのシナリオを描けるとよい。		
5	まちづくり方針に警戒避難体制の強化と書かれているが、行政が出す情報と捉えられ、実際には地域での声かけや避難所の確保など、地域の取り組みが充実しないと、もう少し住民と一緒に取り組んでいくことを書くと思う。	各地域のまちづくり方針において、住民等との取り組みが意識できるよう「ハザードマップ等の情報提供や地域ごとの避難訓練の実施などを通じた地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の整備を進める」という方針に見直しました。	資料1別紙 P4, 8, 12, 16, 19
6	今後、居住誘導区域に係る防災指針の検討に進むと思いますが、全体の	第6回策定委員会で防災指針の案を協議し、そこでの検討内容を踏まえ	—

	防災方針の一部でもあるため、時間的な制限もありますが、フィードバックして全体を見直すことはできるだけ取り組んでもらいたい。	ながら、必要に応じて都市計画マスタープランへのフィードバックを行います。	
犬山市緑の基本計画 基本理念と基本方針（案）について			
7	重点施策③と④に関わると思うが、エリアマネジメントをどのようにやっていくかは、地域の方に加え学識経験者の方だとかどのようなことをやっていくべきか、民間の力といっても単に都市の中の公園をどう活用するかではなく、犬山市の自然の中にある緑を使いながら民間の力を使って活性化していくようなことをやっていくとよいと思う。	本計画の第4章基本理念と緑の将来像1基本理念では、「木曾川や東部の丘陵地など骨格となる緑が交流の場として賑わいの起点」となることや「魅力的な緑がどうあるべきか、その姿を官民が連携して描きつつ、民間のノウハウ等を活用しながら時代のニーズに合った緑をマネジメントすることも必要」としており、ご意見のとおりと考えています。	資料3 第4章-1 P45
立地適正化計画（居住誘導区域及び防災指針等の検討事項）について			
8	リスクコミュニケーションという言葉が出てきますが、リスクがあることをみんな認識した上で、みんなのできることを取り組むということであることから、リスクコミュニケーションという言葉ではわかりづらいと感じる。	リスクコミュニケーションは、「市民同士、市民と行政がリスクや互いの役割を理解し合い」という表現に改めます。	資料1別紙 P21
9	新市街地の構想を練りながら、市街化区域にしか居住誘導区域を設定できないという部分は少し違和感があり、開発すれば人が集まることはないでしょうか。増やしていこうという気が感じられない。	立地適正化計画は、市街化区域内で居住誘導区域を定める法定制度となっており、新たな住宅地等の確保については、都市計画マスタープランにおいて位置づけています。	—
10	居住誘導区域という名前が、住んでいる人がその区域に誘導されてしまうのではないかという意識を持ってしまう。市街化調整区域に住んでいる人たちが、居住誘導区域に移動しなければならないと勘違いしないように説明する必要があると感じる。	居住誘導区域の設定、目的の説明において、「居住誘導区域内へ積極的に移転を促すものではなく、市外から転入してくる方や市内で移転を検討する方に対して居住誘導区域内を居住地として選択してもらえるような誘導施策を運用するなど、長期的なスパンで緩やかな誘導を図っていくもの」という表現に加え、居住誘導区域等の暮らし方のイメージできる図、説明を加えました。	資料1別紙 P22

11	土砂災害警戒区域の取り扱いについて、法律でレッドゾーンは除外しなさいと決まっているが、イエローゾーンは判断しながら決めることとされているので、少なからず人が住んでいる区域であり、検討をしないで除外は乱暴に見えるため、趣旨に沿って検討していただきたい。	土砂災害計画区域(イエローゾーン)の影響範囲を確認しつつ、検討した結果、居住誘導区域から除外しないこととしました。	資料1別紙 P23,25
12	浸水想定区域等の検討について、浸水深が低いという言葉で評価されており、犬山市の市街化区域で想定されているハザードについて詳細に検討し、加筆してもらいたい。	計画規模での浸水想定区域の浸水深とその影響範囲を確認しつつ、リスクの目安や浸水深ごとの情報を踏まえた考察を加えました。	資料1別紙 P24,26
13	区域の検討の中で、浸水深と併せて、その区域に住んでいる方がどれくらいいるのか把握する必要があると思う。浸水深が3m以上であると1階はすべて浸かってしまう。避難困難な方がどれくらいいるのか示していただけるとよい。	居住誘導区域の検討において、検討対象となる想定浸水区域(計画規模)における浸水深ごとの情報と、垂直避難が困難な建物を示した図面を追加しました。垂直避難が困難な建物が平屋建てのみで駅周辺の市街地に分布していますが、0.5m以上の浸水深が想定される区域は局所的であり、3m以上の浸水深が想定される区域もほぼ存在しないことから、防災指針で定める防災・減災対策を講じていくことを前提に、居住誘導区域から除外しないこととしました。人口、高齢者の状況は、防災指針における災害ハザードのリスク分析において、分布状況を示しています。	資料1別紙 P26 資料5 P10~29
14	都市マスの全体構想で示している新市街地は将来、居住誘導区域として追加することとなるため、居住誘導区域の規模に新市街地とカウントして検証していただきたい。	新市街地で受け入れを想定している人口などを踏まえて居住誘導区域の規模を検証しました。	資料1別紙 P27
15	居住誘導区域にリスクがある所も含んでいるということだが、居住誘導区域以外もリスクがあるため、そこも視野に入れて検討されると都市計画マスタープランへのフィードバックもしやすいのではないか。	防災指針の検討において、居住誘導区域に捕らわれず、都市マスで位置づけた各拠点などを中心に災害ハザードのリスク分析を行っています。	資料5 P10~29

16	立地適正化計画にはコンパクト・プラス・ネットワークの考え方があるため、ネットワークの視点も十分に考慮していただきたい。地域公共交通計画で取り扱うこととなっているが、ある程度こちらでも考えていかなければならない。	地域公共交通計画で検討されている内容とともに、今後検討する都市機能との位置づけを踏まえつつ、立地適正化計画におけるネットワーク、交通結節機能の位置づけを検討していきます。	—
----	---	---	---